

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年12月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事
記

1. 公告件名：キルギス国ビシュケク市都市計画・都市交通情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型）】

業務名称：キルギス国ビシュケク市都市計画・都市交通情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00630

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年12月3日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：キルギス国ビシュケク市都市計画・都市交通情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年2月～2026年5月

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型を行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末（2026年3月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

キルギス共和国事務所

(3) 日程

本案件の日程は次の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなります。消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年12月9日まで
2	入札説明書に対する質問	2025年12月10日12時まで
3	質問への回答	2025年12月15日まで
4	入札書(電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出日	2025年12月19日12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時(入札会)	2026年1月8日10時
7	技術評価説明の申込日(落札者を除く)	入札会の日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することができます)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の

代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照
- 2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/gVzLqQchmK>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格=100点
- ② 価格評価点：(最低見積価格／それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点=100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (予定価格 × 0.8/N) × 100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70:30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものと落札者とします。なお、落札となるべき

総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

キルギス共和国の首都ビシュケク市は、ソ連崩壊後の急激な人口流入により、都市構造と社会インフラの両面で深刻な課題を抱えている。近年の市域拡大の結果、現在のビシュケク市総面積は2023年と比較して3.5倍の約380平方キロメートルに達しているが、その拡大は計画的な都市整備を伴わないものであり、特に周辺部では非公式な居住区が広がっている。これらの地域では、上下水道や電力、交通などの基本インフラが未整備で、教育・医療施設も不足しており、住民の生活の質や都市の持続可能性に深刻な影響を与えている。これを受け、ビシュケク市では「都市総合計画2025」の策定が進められており、快適で安全な都市環境の構築が模索されている。一方、都市交通においては移動利便性において構造的な問題が顕在化している。登録車両数は約40万台とされているが、実際にはその倍近くが走行しているとの推計もあり、道路の設計容量を大幅に超過している。加えて、無秩序な駐車、非効率なバスの運用などにより、特に通勤・通学時間帯には中心部で慢性的な渋滞が発生しており、都市機能の停滞を招いている。さらに、交通インフラの物理的な構造にも課題がある。交差点の設計は旧式で交通量に対応できておらず、立体交差はほとんど存在しない。

このように、ビシュケク市は都市の急速な拡大に伴う社会インフラの不足と、交通・モビリティの構造的な問題を同時に抱えており、特に交通渋滞による経済的損失、環境への影響、都市交通機能への影響は著しい。2025年10月にパブリックコメント用に公開された都市総合計画2050初版では、都市交通分野においては自家用車から公共交通機関への移行を促すことに焦点が充てられており、都市周辺を迂回する鉄道とバイパス道路の新設・整備、既存の市内路線における加速型公共交通（鉄道・専用レーン）の開発等を通じた住民の利便性とシステム効率の向上が掲げられている。本調査では、同計画の実現可能性を検証するとともに、より詳細かつ実効性の高い戦略的なマスタープラン策定の必要性を検討し、JICAによる当該分野での協力ニーズを確認する。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、都市計画、特に、都市交通分野において、マスター・プラン・中期開発計画の策定を含む将来的な JICA の協力の方向性にかかる検討の一助として、ビシュケク市が現在抱える都市交通分野における課題、開発協力ニーズを把握することを目的とし、都市総合計画 2050 を中心とした関係文書のレビュー、現地での実地調査、ならびに関係機関へのヒアリング等を通じて、必要な情報の収集および分析を行うものである。

第3条 調査実施の留意事項

1. ビシュケク市南部への都市機能分散計画との整合性

ビシュケク市の総合計画(2050 年まで)では中心部の過密を緩和するため、南部に新しい住宅・業務ゾーンを整備し、行政関連施設やビジネスセンターを配置する方針が示されている。また、南部と中心部を結ぶトラムやメトロバスなどの公共交通網の整備、緑地やレクリエーションエリアの拡充も計画されている。協力アイデアの検討・提案に当たっては計画を十分に踏まえ整合性を確保すること。

2. JICA 都市交通改善調査と関連支援の実施状況整理

JICA は、2012 年から 2013 年にかけて「キルギス共和国ビシュケク市都市交通改善調査」を実施。同調査では、ビシュケク市における交通渋滞、公共交通の非効率性、道路インフラの老朽化等の課題に対応するために都市交通マスター・プラン(MP)(以下「旧都市交通 MP」)が策定され、交通運行の効率化、公共交通の再編、交差点改良、信号制御の最適化等を含む改善案が提示され、パイロットプロジェクトによる実証的な提案も行われた。しかしながら、現時点においてビシュケク市には最新の都市交通マスター・プランが存在せず、各支援が個別に展開されている状況にある。代表的なドナーによる支援としては、ADB による「都市交通電動化プロジェクト」(2021 年承認)において、電気バス 120 台の導入、充電インフラ整備、グリーンモビリティ回廊の構築が進められている。また、EBRD は「Greener Public Transport for Bishkek」プロジェクト(2023 年開始)を通じて、CNG バス 124 台の導入、車庫改修、GPS 付き ERP システムの導入を実施している。さらに、中国政府は「ビシュケク市政道路網改造プロジェクト(第 1 期)」により、市内 49 本の道路(総延長 95.33km)の改修を支援している。これらの支援の一部は、過去に JICA が作成した MP の提案内容と整合するものである。

本調査においては、都市交通政策の一貫性を確保するため旧都市交通 MP の内容を精査したうえで、各支援の実施状況を体系的に整理・評価すること。

3. JICA の協力方針・優先プロジェクト案の提示における期待値コントロール

本調査は、対象国における開発課題の把握および協力可能性の検討を目的とした基礎情報収集を主眼としており、現時点で具体的な案件形成や支援の実施が決定されているものではない。関係機関との面談・ヒアリングに際して、協議を円滑に進める目的で JICA の協力方針や事前に検討したプロジェクト案を先方に提示することも想定される

が、その場合も調査の趣旨を適切に説明し、先方に具体的な案件形成との誤解を与えないよう留意すること。

4. 季節特性を踏まえた交通渋滞の現況把握

本調査においては、ビシュケク市における交通現況の把握を目的として、厳冬期に現地踏査を実施する予定である。一般的に、同市では積雪や路面凍結等に起因する道路状況の悪化および公共交通機関の運行遅延等の影響により、夏季に比して冬季(特に厳冬期)に交通渋滞が深刻化する傾向があると考えられる。

このため、当該時期における交通状況の調査は、年間を通じて共通する交通渋滞の構造的要因の抽出に資するものと期待されるが、併せて、季節特有の要因(当該季節に限って発生する渋滞要因)についても、可能な限り既存資料の収集および関係機関へのヒアリング等を通じて情報収集・確認を行うこと。

第4条 調査の内容

1. 準備業務(2026年1月下旬～2026年2月上旬)

- **調査背景・内容の把握**

関連報告書等の資料・情報を収集・分析し、現地調査方針、スケジュール、面談先、収集すべき情報を検討する。

- **情報収集・分析**

政策、開発計画(上位計画)、各種計画、都市開発や土地利用状況、公共交通整備状況、他ドナーの動向について情報収集・分析を行う。

- **ステークホルダー整理**

既存情報に基づき、都市計画・都市交通計画(公共交通、道路計画、交通マネジメント、土地利用計画含む)に関するステークホルダーを整理し、組織体制(構成、人員、予算)、能力等を事前確認した上で、ヒアリング先を決定する。

- **質問票(案)の作成**

キルギス側関係機関(C/P機関等)に対する質問票(英語・露語)を作成し、現地派遣前にJICAへ提出。必要に応じて、JICA キルギス事務所を通じて事前配付を行う。

- **調査対処方針・説明資料の作成**

現地調査で収集すべき情報・留意点を検討し、調査対処方針(案)及びキルギス側関係機関向け説明資料(案)を作成する。

- **調査報告書(案)の構成検討**

調査報告書(案)の目次構成及び分担を検討する。

- **調査団内の打合せ参加**

JICAとの打ち合わせや対処方針会議等に参加する。

- **業務計画書の作成・協議**

調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。

2. 現地業務(2026年2月上旬～2026年3月下旬)

(1) ビシュケク都市総合計画2050に関する情報収集

ビシュケク都市総合計画は、ロシア・サンクトペテルブルク市の「都市計画研究設計センター」が作成を受注している。2025年10月にパブリックコメント用にドラフトが一般公開され、政府による正式な承認は2026年1月を予定しているが、その後もビシュケク市の市長権限により必要に応じた修正が行われる見込みである。同計画について以下を中心確認する。

- 策定スケジュールの確認
- 将来都市構造・土地利用方針の確認
- 都市構造と主要交通ネットワーク(道路・公共交通軸)の整合性把握
- 都市MPと整合した交通整備方針(短期・中期)の方向性整理

さらに、計画の内容・品質の検証を行うものとする。具体的には、より詳細な都市計画の策定が必要か否か、計画がどのようなデータや前提条件に基づいて作成されたか等を確認し整理する。

(2) ビシュケク市の組織体制・予算状況

ビシュケク市の都市交通関連部署の役割、所掌、課題を整理し、組織体制、人員、技術力のキャパシティ、予算・財務状況について調査・分析する。特に都市交通開発事業については、その内訳と用途を分析する。

(3) ビシュケク市の都市交通の現況調査⁴

以下に例示する項目について、既存資料の解析や関係機関へのヒアリング、現地踏査等を通じて情報を収集する。調査に当たっては、ビシュケク市が都市計画マスターplan(2050)を作成するにあたって収集した情報を最大限活用する。

- 交通インフラ：主要交差点、信号、交通モード、駐車場等
- 交通量・流動：交通量、OD(Origin-Destination)調査⁵、渋滞・事故状況、交通機関分担率
- 公共交通：バス運行形態、路線網、サービス品質、運賃体系、運行管理状況

(4) 旧都市交通MPの実施状況の確認

旧都市交通MPにおいて提案された施策について、現時点での実施状況を確認する。具体的には、各施策がどの主体(政府機関、自治体、民間事業者等)によって実施され

⁴ (2)都市交通課題分析及び(3)都市交通課題の解決・状況改善に向けた協力案の整理を実施するにあたり、ビシュケク市における都市交通の課題を的確に把握するために必要な調査項目を調査手法と併せてプロポーザルにて提案すること。

⁵ ビシュケク市は2025年9月に都市総合計画策定の一貫として総合交通システム調査を実施。30以上の主要交差点における交通・旅客流動調査や、3000人規模の市民アンケートが実施され、公共交通利用率や道路占有状況などが分析されている。

ているか、またその進捗度合い(完了、部分的実施、未実施等)を把握する。なお、各施策については、旧都市交通マスター・プラン(MP)に基づいて実施されたものか、あるいはMPを意識せず偶発的に同様の施策が実施されたものかを特定することは困難である。このため、公開情報および関係者へのヒアリングにより把握可能な範囲で情報を整理するものとする。結果は表で簡潔にまとめる。

(5) 都市交通の課題分析・整理⁶

本調査・協議結果を踏まえ、ビシュケク市における都市交通改善に向けた課題について、構造的かつ体系的に整理を行う。課題の抽出にあたっては、顕在化している交通渋滞の問題に加え、公共交通の非効率性、環境負荷の増大、アクセシビリティの不足等、複数の課題が相互に関連し合う複雑な構造を有していることを踏まえ、課題間の因果関係を明確化する。

特にボトルネックとなっている交通渋滞については、以下の例示を参考に、要因を特性別に分類することにより、構造的な理解を促進する：

- **構造的要因**: 道路容量の不足、交差点設計の不備、信号制御の非効率性
- **運用的要因**: 公共交通の遅延、違法駐車、交通事故の頻発
- **社会的要因**: 通勤時間帯への集中、祝祭日・イベント時の混雑、学校送迎による交通量増加
- **環境的要因**: 降雪・降雨等の気象条件
- **制度的要因**: 交通規制の不備、交通管理体制の脆弱性

課題は単独で存在するものではなく、ある課題が他の課題の原因または結果となっている場合も多く、課題の全体像を把握するために、課題関係図等の図表を活用し、視覚的かつ構造的に整理すること。

(6) 都市交通課題の解決・状況改善に向けた協力案の整理

ビシュケク市の都市交通改善に向けて、以下の3段階に分けて仮説を検討する。仮説は一つに絞る必要はなく、既存の研究成果や他国の好事例等を参考にしつつ、複数の選択肢を整理する。

仮説の検討にあたっては、概算の投資規模、費用便益分析、関係機関の能力開発・連携の方向性についても併せて検討する。

- 1) ビシュケク市が取り組むべき方向性の整理
 - 都市交通政策の優先課題
- 2) 開発パートナーの貢献が期待される分野・内容の検討
 - 技術支援、インフラ投資、制度構築支援など
 - 他国事例との比較による支援可能性の分析

⁶ 課題分析・整理の実施方針および想定される仮説(要因の種類や因果関係)についてプロポーザルにおいて提案すること。

- 3) JICA の協力方針・内容の検討
 - 技術協力、円借款、無償資金協力の適用可能性
 - 他ドナーとの連携方針、協力の優位性

3. 整理業務(2026年3月下旬～2026年4月下旬)

- 1) 報告会等に出席し、調査結果を JICA に報告する。
- 2) 最終報告書(和文)を作成する。最終報告書のほかに、ビシュケク市関係機関に対して配布する、協力方針に関する記載を削除した最終報告書簡易版(英文・露文)を作成すること。簡易版の配布はキルギス共和国事務所から行う。

第5条 報告書等

(1) 調査報告

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は最終報告書とし、提出期限は 2026 年 4 月 30 日とする。各報告書に記載する内容は、「第 4 条 調査の内容」をベースに適宜項目を追加し、整理すること。作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の内容について先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) 業務計画書

記載事項:共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期:契約開始後 10 営業日以内

部 数:電子データ形式(PDF 形式、Word 形式。和文。)

2) 調査結果要約(案)

記載事項:調査結果の要約

提出時期:2026 年 3 月 6 日まで

部 数:電子データ形式(PDF 形式、Word 形式、和文)

3) 最終報告書

記載事項:調査結果の全体成果

提出時期:2026 年 4 月 30 日まで

電子データ形式(PDF 形式、Word 形式、和文)

4) 最終報告書簡易版

記載事項:最終報告書の簡易版

提出時期:2026 年 4 月 30 日まで

電子データ形式(PDF 形式、Word 形式、英文・露文)

(2) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA の様式による収集資料リストを付した上で、業務終了後に JICA に提出する。

(3) その他提出資料

1) 議事録等

先方機関との協議に係る議事録(M/M)を和文もしくは英文で作成し、JICA に 5 営業日内に提出する。JICA 本部・事務所とのミーティングについても同様とする。

2) その他

上の提出物のほかに、別途 JICA に提出することとした情報や、JICA が必要と認め、報を求めたものについて提出する。

(4) 調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 4) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	都市交通の現況調査項目及び手法	第4条 調査の内容 2. 現地業務 (2) ビシュケク市の都市交通の現況調査
2	課題分析・整理の実施方針および想定される仮説	第4条 調査の内容 2. 現地業務 (4) 都市交通の課題分析・整理

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 3.71人月

(現地渡航回数：延べ3回)

業務従事者構成の検討に当たっては、「都市計画」「都市交通計画」および「公共交通計画」の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者)〇〇 格付の目安(3号)】

1) 対象国及び類似地域：キルギス共和国及び全途上国

2) 語学能力：英語(ロシア語ができることが望ましい)

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 現地再委託

本業務では現地再委託は想定していません。

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➢ ビシュケク市の都市総合計画（2050年）（2025年10月公開ロシア語原文）

2) 公開資料

- キルギス国 ビシュケク市交通改善計画調査ファイナル・レポート要約編和文（2013年10月） [12127569.pdf](#)
- キルギス共和国 「ビシュケク市交通改善計画調査」詳細計画策定調査報告書（2011年5月） [JICA 報告書 PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)

(6) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有／無 ※関係機関に対しては、JICA キルギス事務所より別途面談への協力依頼を要請するレターを発出します。
2	通訳の配置	有(*名)／無 ※ C/Pとの間に発生するコミュニケーション(協議時の言語、資料の言語、メールの言語等)含め、渡航国・地域で使用する言語はロシア語およびキルギス語です。
3	執務スペース	有／無
4	家具（机・椅子・棚等）	有／無
5	事務機器（コピー機等）	有／無
6	Wi-Fi	有／無

(7) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

*評価対象とする類似業務：都市交通に係る調査業務(都市交通を含む都市計画に係る調査業務についての実績を有する場合には、さらに高く評価する)

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は

不要) を記述して下さい(様式4－3の「要員計画」は不要です。なお、様式4－4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又はJICA(JICAの現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1. (2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当

しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力 : <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2